

マイナンバーカードを利用した自宅e-Taxについて

～国税庁から確定申告に関するお知らせ～

確定申告はご自宅からスマホとマイナンバーカードでe-Tax！
医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です！

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、**自動計算**で医療費控除を適用した申告書の作成ができ、計算誤りがありません。
また、作成した申告書は、**そのままe-Taxで送信**できます。
- マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に**自動入力**でき、申告書の作成がさらに便利です。医療費の領収書の集計や入力の手間が省け、申告書の作成時間が短縮されるほか、医療費の領収書の管理や保管も不要で、メリットがたくさんあります。
- e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの
 - ・ マイナンバーカードとパスワード2つ
 - ① 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
 - ・ マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダー）

※マイナポータル連携で、1年間分の保険診療分の医療費の情報を取得できますが、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。

※事前にマイナポータルで代理人の設定を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得することができます。

※医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補てんされる金額を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。

作成コーナー



マイナポータル
連携の詳細



マイナンバーカードを
利用した確定申告案内

